

いずみおおつ

オレンジ手帳

はじめに

このファイルは、認知症の方やご家族、あるいはその周囲で支援されている方々に向けて作成したものです。

ご本人の状態に応じた制度やサービスが利用できるように、認知症の症状の進行の程度にそった情報を掲載していますので、ご活用ください。



泉大津市マスコットキャラクター
おづみん

★ 認知症に関する相談先 ★



泉大津市社会福祉協議会
イメージキャラクター
ハートちゃん

泉大津市社会福祉協議会

地域包括支援センター

住所 東雲町9-54 (ベルセンター内) 電話 21-0294

基幹型コミュニティソーシャルワーカー

住所 東雲町9-15 (総合福祉センター内) 電話 23-1393

いきいきネット相談支援センター オズ

住所 菅原町10-33 電話 33-6001

いきいきネット相談支援センター 覚寿園

住所 曾根町2-2-38 電話 33-1000

いきいきネット相談支援センター 百楽園

住所 板原町1-9-18 電話 21-1250

いきいきネット相談支援センター ローズガーデン条南苑

住所 東豊中町2-4-26 電話 40-5800

愛の家グループホーム あびこ

住所 我孫子150 電話 21-7150

愛の家グループホーム いけうら

住所 池浦町4-7-18 電話 20-0660

和泉保健所地域保健課

住所 和泉市府中町6-12-3 電話 41-1342

泉大津市高齢介護課

住所 東雲町9-12 電話 33-1131

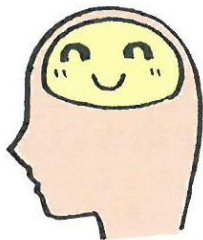
認知症は誰もがなるかもしれない、とても身近な脳の病気です。

85歳以上になると、4人のうち1人に認知症の症状があると言われています。そしてその数は今後20年で倍に増えると予想されています。



認知症ってどんな病気？

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで、認知機能（※）が低下し、さまざまな生活のしづらさが現れる状態を指します。



けんこう のう
健康な脳



のう びょうき
脳がちぢんでしまう病気



のうさいぼう いちぶ こわ
脳細胞の一部が壊れて
しまう病気

※ 認知機能とは… 物事を記憶する、言葉を使う、計算する、問題を解決するために深く考えるなどの頭の働きを指します。

認知症になると起こること

- 覚えることがむずかしい
- 忘れてしまう
- 時間や日にち、場所、人がわからなくなる
- 考えるスピードがおそくなる
- 新しい機械が使いなくなる
- 計画が立てられない、計画どおりにできなくなる

他にも、たとえば・・・

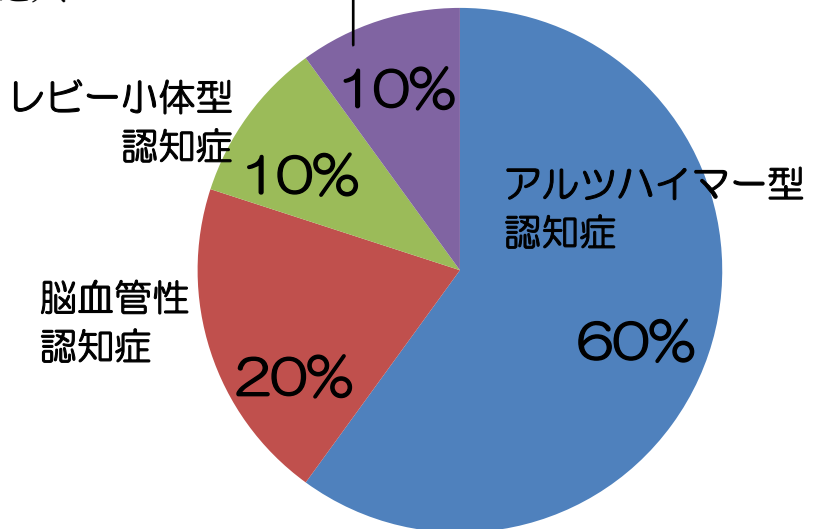
- 元気がなくなる
- 「ものをとられた」と思いこむ
- 道に迷って家に帰られなくなる

認知症の原因となる病気

認知症の原因となる病気には、主に「アルツハイマー型認知症」、「脳血管性認知症」、「レビー小体型認知症」の3つがあり、もっとも多いのがアルツハイマー病です。

その他

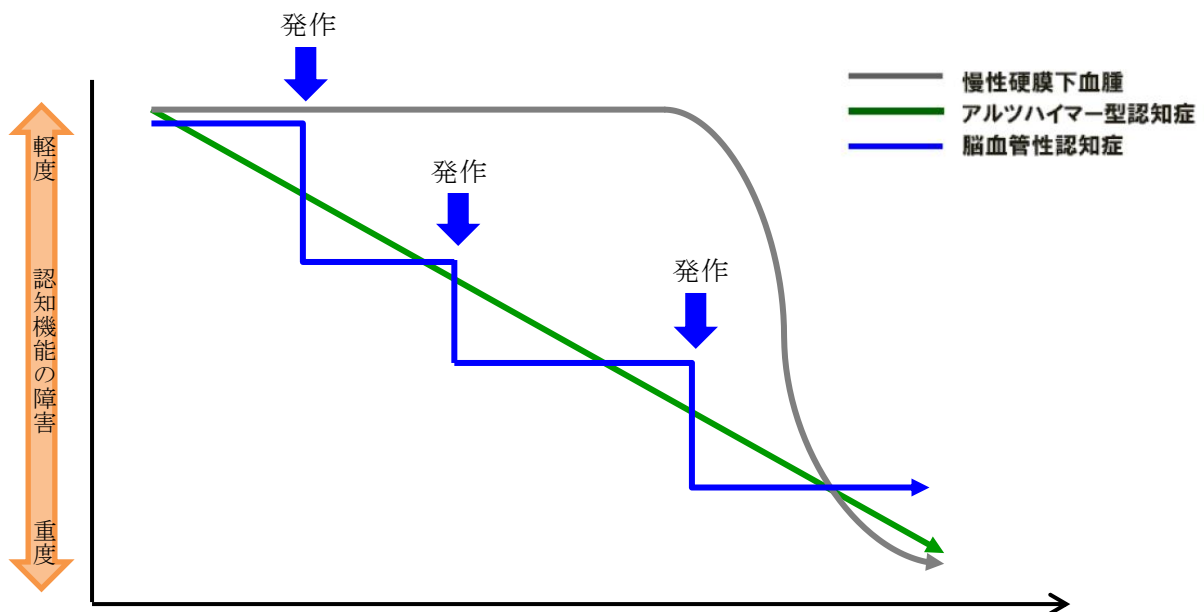
前頭側頭葉変性症（ピック病など）、慢性硬膜下血腫、脳腫瘍、正常圧水頭症などによるもの



出典：パンフレット「知って安心 認知症」東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課

認知症症状の進行

「アルツハイマー型認知症」は長い時間をかけて少しずつ進行し、「脳血管性認知症」は発作が起こるたびに段階的に症状が悪化するなど、症状の進行には特徴があります。



出典：高次脳機能研究, 29:222-228, 2009 より一部改変

家庭でみられる認知症の主な症状とその変化



記憶	<ul style="list-style-type: none"> 通帳などのしまい忘れ、置き忘れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 最近の大きな出来事（冠婚葬祭など）を忘れる 	<ul style="list-style-type: none"> 昔の印象深い出来事を忘れる
服装	<ul style="list-style-type: none"> 自分で選べるが、同じ服装をしていることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 季節や状況に合った服装をしない、指摘しても同じ服装をする 	<ul style="list-style-type: none"> 介護者が選ぶ必要あり（※2） ボタンのある服を着るのが困難
日課料理	<ul style="list-style-type: none"> 日課は今まで通りこなすが、複雑な料理が困難になったり、味付けが変わったりする 	<ul style="list-style-type: none"> 日課でしなくなることが増える 簡単な料理でも間違える 	<ul style="list-style-type: none"> 家事をほとんどしない（料理ができないほど）
外出買物	<ul style="list-style-type: none"> 買物リストがあれば本人だけの買物でも支障がない（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> 外出したがない 日用品の買物でも間違える、同じ物を何度も買う 	<ul style="list-style-type: none"> 自分からは外出しない 買物に出かけない
服薬	<ul style="list-style-type: none"> 服薬を忘れることが度々ある 	<ul style="list-style-type: none"> 言わないと服薬を忘れる 	<ul style="list-style-type: none"> 介護者が管理しなければならない
気分	<ul style="list-style-type: none"> 時々、不安や気分の落ち込みが見られる 	<ul style="list-style-type: none"> イライラすることが増える、笑顔が減る 	<ul style="list-style-type: none"> 表情は以前に比べ乏しくなる

※1：実際には、買物リストを持って行くのを忘れることも多い。

※2：手伝わなければ前後が逆になったり、パジャマの上にズボンをはいたりする。



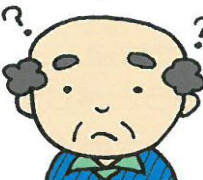
出典：朝田隆「家族が認知症と診断されたら読む本」日東書院，2008より改変

認知症の人の気持ちを知ろう

認知症の人たちは、今までの自分となにかが違ふと感じたり、すぐに怒ったり、自分の居場所のないことに不安をもっていると思われています。一番苦しい思いや悲しい思いをしているのは本人なのです。

認知症について、みんなが正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守ることが大切です。

認知症の人の思い

かぞくからおこられてばかり	今までできたことができなくなった	
いっぺんにいろんなことを言われるとわからない		
何のやくにもたたなくなった	何でわたしだけこんなおもしろい世なあかんのや	
ひとりぼっちになってしまった		
だれかこのきもちをわかってくれへんかなあ〜	ダメなにんげんになってしまった	
じぶんがじぶんでなくなっていきようだ		
みんなもっとゆっくりはなしをしてほしいなあ	まいにちふあんでいっばいだ	

なべをこがしてばかり	きんじょの人がつめたくなったなあ	
ごはんのたきかたがわからない		
かいものに行ってもなにをかうかわすれることがおおくなった	もうじしんがなくなった	
かぞくからわたしがつくったごはんが「おいしくなくなった」といわれる		
かぞくが話かけてもなにを言っているのかわからない	この家にいるのがつらくなってきたわ	
もうわたしなんてやくにたたんようになつたんや		
かぞくみんながダメなおばあちゃんとおもっているんやわ	かぞくみんながこわいよ〜	
こんなにいっしょうけんめいやっているのにだれもわかってくれへん		

たとえ認知症になっても、感謝すること、人の役に立ちたいと思うこと、楽しい・うれしいと感じる心は生きています。



認知症の人をみんなで支えていくためにどんなことができるだろう？

私たちにできることは？



私は一緒に買い物に行くことができる。そしたら道に迷わないで一緒に家に帰れる。

ぼくができることは、ゆっくり話をすること。



ぼくたちができることは、一緒にいるときをふやすこと。

「自分でできる認知症の気づき チェックリスト」をやってみましょう!

自分でできる 認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください。

チェック①

財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか



まったくない

ときどきある

頻繁にある

いつもそうだ

1点

2点

3点

4点

チェック②

5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか



まったくない

ときどきある

頻繁にある

いつもそうだ

1点

2点

3点

4点

チェック③

周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあるとされますか



まったくない

ときどきある

頻繁にある

いつもそうだ

1点

2点

3点

4点

チェック④

今日が何月何日かわからないときがありますか



まったくない

ときどきある

頻繁にある

いつもそうだ

1点

2点

3点

4点

チェック⑤

言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか



まったくない

ときどきある

頻繁にある

いつもそうだ

1点

2点

3点

4点

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。

認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。



「ひょっとして認知症かな？」

気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。

※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

<p>チェック⑥</p> <p>貯金のお出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>
<p>チェック⑦</p> <p>一人で買い物に行けますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>
<p>チェック⑧</p> <p>バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>
<p>チェック⑨</p> <p>自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>
<p>チェック⑩</p> <p>電話番号を調べて、電話をかけることができますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>

チェックしたら、①から⑩の合計を計算 ▶ 合計点 点

20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。
9ページ以降で紹介しているお近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

軽度

物のしまい忘れや、薬の飲み忘れなどがみられたり
複雑な生活動作が困難になってくる

軽度者を対象とした主な保健・福祉・医療等のサービス

総合福祉センター

<内容> 各種講座の開催、クラブ活動の支援、無料入浴や娯楽スペースなど
生きがいづくりや健康増進、教養の向上、レクリエーションの充実
など、福祉の増進を図ります。

<対象> 60歳以上の市内在住者

<日時> 詳しくはお問い合わせください。

<場所> 総合福祉センター

<問い合わせ先> 泉大津市立総合福祉センター
(住所) 泉大津市東雲町9-15
(電話) 0725-23-1390



※その他、通年や半期の健康講座等を実施

街かどデイハウス（なごみ、陽だまり）

<内容> 介護保険で非該当となる高齢者が参加し、
楽しい行事などを通じ親睦交流を深めな
がら、介護予防を行っています。

<日時> 月曜日～土曜日

<場所・問い合わせ先>

- なごみ 春日町6-25 電話 0725-32-0456
- 陽だまり 東助松町2-1-8 電話 0725-33-4123
- 市役所高齢介護課
東雲町9-12 電話 0725-33-1131（代表）



楽笑会（らくしょうかい）

<内容> 健康や生活に役立つ話とイスに座っての転倒・膝腰痛予防の運動をします。

<日時> 年間90回程度 広報、ホームページをご覧ください。

<場所> 長寿園等

<問い合わせ先> 市役所高齢介護課

（住所）泉大津市東雲町9-12

（電話）0725-33-1131（代表）



健康福祉農園

<内容> 東雲・森・東助松にある3か所の健康農園を貸し出します。

<対象者> 市内に居住する満65歳以上の人及び身体障がい者手帳または療育手帳をお持ちの人
ただし、利用は1世帯につき1区画に限ります。

<利用料> 年額3,600円

<問い合わせ先> 市役所高齢介護課

（住所）泉大津市東雲町9-12

（電話）0725-33-1131（代表）



小地域ネットワーク活動（いきいきサロン、食事会等）（福祉委員活動）

- ＜内容＞ いきいきサロン等グループ援助活動を行ない、また個別援助活動を通じて支援し、地域住民同士の繋がりや助け合いを行います。
- ＜対象＞ 地域住民等
- ＜日時＞ 開催地区やメニュー等により異なる
- ＜場所＞ 市内各所で開催

- ＜問い合わせ先＞ 泉大津市社会福祉協議会
（住所）泉大津市東雲町 9-15
（電話）0725-23-1393



元気アップサークル

- ＜内容＞ 地域住民の自主運営のサークルによる、「いきいき百歳体操」などの介護予防体操
- ＜日時＞ サークルによる。詳しくはお問い合わせください。
- ＜場所＞ 長寿園等

- ＜問い合わせ先＞ 市役所高齢介護課
（住所）泉大津市東雲町 9-12
（電話）0725-33-1131（代表）



ボランティア活動

<内容> 何かしたい、何かの役に立ちたい、余暇の活用等を目的に泉大津市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録していただき、地域のニーズとマッチングを行います。

<対象> 地域住民

<日時> 随時受付

<場所> 泉大津市社会福祉協議会ボランティアセンター
(総合福祉センター内)

<問い合わせ先> 泉大津市社会福祉協議会
(住所) 泉大津市東雲町 9-15
(電話) 0725-23-1393



介護保険サービス（通所介護）

<内容> 「まだまだ仕事がしたい」、「人の役に立ちたい」などに応え、職歴や特技・生活歴を尊重し、仕事や作業を提供する通所介護・介護予防通所介護の事業所があります。

<問い合わせ先> 泉大津市地域包括支援センター（ベルセンター）
(住所) 泉大津市東雲町 9-54
(電話) 0725-21-0294



担当のケアマネジャー（介護支援専門員）



配食サービス

○ 市役所

＜内容＞ 規則的な食事づくりが困難な世帯に対して、栄養バランスがとれた夕食をお届けし、同時に安否確認を行います。

＜対象＞ 規則的な食事づくりが困難な世帯で、次のいずれかに該当する人

①下記にあてはまるひとり暮らしの人

ア. おおむね65歳以上の高齢者

イ. 身体障がい者手帳1級または2級をお持ちの人

ウ. 療育手帳の区分Aをお持ちの人

エ. 精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの人

②上記ア～エに該当する人のみで構成される世帯に属する人

＜利用料＞ 1食につき350円（利用券10枚綴りを事前購入）

＜利用日＞ 月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、年末年始を除く）のうち希望する曜日の夕食をご自宅にお届けします。ただし、お届けと同時に安否確認を行っているため、配達時間の指定はできません。

＜問い合わせ先＞ 市役所高齢介護課

（住所）泉大津市東雲町9-12

（電話）0725-33-1131（代表）

○ 民間事業所

＜問い合わせ先＞

各民間事業所

または、

泉大津市地域包括支援センター（ベルセンター）

（住所）泉大津市東雲町9-54

（電話）0725-21-0294



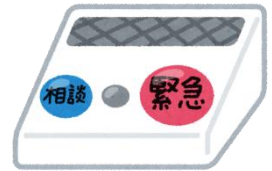
緊急通報装置

<内容> 一人暮らしの高齢者などに、緊急通報装置を貸与します。(所得によって一部負担金あり)

緊急時に受診送信機やペンダントのボタンを押すと、ナースコールセンターにつながり、必要に応じてあらかじめ利用者が確保した協力員に連絡を行い、救急車の出動手配を行います。

- <対象> ①おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者又は当該年齢以上の高齢者のみの世帯
②一人暮らしで、1級または2級の身体障がい者手帳保持者

<問い合わせ先> 市役所高齢介護課
(住所) 泉大津市東雲町9-12
(電話) 0725-33-1131 (代表)



すこやか訪問

<内容> 対象者で希望のある方に対し、民生委員を中心とした地域での見守り活動を実施しています。

<対象> 70歳以上で一人暮らしの高齢者

<問い合わせ先> 市役所高齢介護課
(住所) 泉大津市東雲町9-12
(電話) 0725-33-1131 (代表)



友愛訪問

<内 容> 高齢者の安否確認のため、2ヶ月に1回（奇数月）地域の福祉委員が70歳以上の一人暮らしの方を対象に、品物を持って友愛訪問を行っています。

<対 象> 70歳以上の一人暮らし高齢者

<実施月> 1、3、5、7、9、11月

<場 所> 市内全域

<問い合わせ先> 泉大津市社会福祉協議会
(住所) 泉大津市東雲町9-15
(電話) 0725-23-1393



日常生活自立支援事業（金銭管理）

＜内容＞ 判断能力に不安があるため、福祉サービスの利用の仕方がわからない、預貯金の出し入れなどに困っている人が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払い手続き、大切な書類の管理などをお手伝いします。

＜対象＞ 認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力に不安がある人

＜問い合わせ先＞ 泉大津市社会福祉協議会（在宅支援室）
（住所）泉大津市東雲町 9-54
（電話）0725-21-0294



シルバー人材センター（家事支援）

＜内容＞ 地域の人々が安心して暮らすことができるよう、シルバー人材センターの会員がお手伝いをします。
掃除・洗濯・買い物・食事の支度・通院等の付き添い・話し相手・草引き・植木剪定・襖や障子の張替等、日常の生活でお困りごとがあれば、ご相談ください。介護認定の有無・年齢に関わらずご利用いただけます。

※ご依頼内容に応じて利用料が異なります。詳しくはシルバー人材センターへお問い合わせください。

＜対象＞ 市内にお住まいの方で、日常の生活にお困りごとがある方、またそのお身内の方からのご相談も可能です。

＜問い合わせ先＞ シルバー人材センター
（住所）泉大津市東雲町 9-12
（電話）0725-23-1007



配食サービス

○ 市役所

<内容> 規則的な食事づくりが困難な世帯に対して、栄養バランスがとれた夕食をお届けし、同時に安否確認を行います。

<対象> 規則的な食事づくりが困難な世帯で、次のいずれかに該当する人

①下記にあてはまるひとり暮らしの人

ア. おおむね 65 歳以上の高齢者

イ. 身体障がい者手帳 1 級または 2 級をお持ちの人

ウ. 療育手帳の区分 A をお持ちの人

エ. 精神障がい者保健福祉手帳 1 級をお持ちの人

②上記ア～エに該当する人のみで構成される世帯に属する人

<利用料> 1 食につき 350 円（利用券 10 枚綴りを事前購入）

<利用日> 月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、年末年始を除く）のうち希望する曜日の夕食をご自宅にお届けします。ただし、お届けと同時に安否確認を行っているため、配達時間の指定はできません。

<問い合わせ先> 市役所高齢介護課

（住所）泉大津市東雲町 9-12

（電話）0725-33-1131（代表）

○ 民間事業所

<問い合わせ先>

各民間事業所

または、

泉大津市地域包括支援センター（バルセンター）

（住所）泉大津市東雲町 9-54

（電話）0725-21-0294



介護保険サービス（訪問介護）

- <内容>
- ①利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービス等が受けられない場合には、ご本人の状態や必要性に応じたホームヘルパーによる支援を受けることができます。
 - ②本人宅において、ホームヘルパーによる入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を受けることができます。

- <対象>
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各訪問介護事業所

認知症初期集中支援チーム

＜内容＞ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

医療・介護専門職からなる「支援チーム」が訪問して、お体や生活の様子をお聞きし、包括的、集中的な支援を通して自立生活をサポートします。

＜対象＞ 40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で、以下の1、2のいずれかの基準に該当する方。

1. 医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方で以下のいずれかに該当する方
 - (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない方
 - (2) 継続的な医療サービスを受けていない方
 - (3) 適切な介護保険サービスに結びついていない方
 - (4) 診断されたが介護サービスが中断している方
2. 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方

＜問い合わせ先＞ 泉大津市地域包括支援センター（ベルセンター）
（住所）泉大津市東雲町 9-54
（電話）0725-21-0294



かかりつけ医、サポート医の相談

＜内容＞ 病気のこと、診断や治療に関すること、薬や対応に関すること等、
認知症に関するさまざまな相談

＜問い合わせ先＞

- 各医療機関
- 泉大津市地域包括支援センター
（住所）泉大津市東雲町 9-54 （電話）0725-21-0294
- グループホーム
愛の家グループホームあびこ
（住所）泉大津市我孫子 150 （電話）0725-21-7150
愛の家グループホームいけうら
（住所）泉大津市池浦 4-7-18 （電話）0725-20-0660



面接や訪問による相談（和泉保健所）

＜内容＞ 専門医相談、医療機関の紹介
＜対象＞ 市民
＜日時＞ 要予約
＜場所＞ 大阪府和泉保健所



＜問い合わせ先＞ 大阪府和泉保健所 地域保健課 精神保健福祉チーム
（住所）和泉市府中町 6-12-3
（電話）0725-41-1342
（FAX）0725-43-9136

専門医療（認知症疾患医療センター）

＜内容＞ 認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医療情報の提供等の介護サービスとの連携を行っています。

＜問い合わせ先＞

医療法人河崎会 水間病院
（住所）貝塚市水間51
（電話）072-446-8102



介護保険（薬剤師訪問、薬剤管理）

＜内容＞ 介護認定（要支援・要介護）を受けている方に対して、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、お薬に関する助言等の必要性があると判断した場合、ケアプラン（介護支援計画書）に位置付けることで、薬剤師の訪問を受けることができます。

＜対象＞ 介護認定（要支援・要介護）を受けている方で薬剤師による助言、服薬管理が必要な方

＜問い合わせ先＞ 担当のケアマネジャー（介護支援専門員）



相談窓口（地域包括支援センター、グループホーム、介護保険事業所、市等）

<内容> 認知症や認知症介護に関する相談窓口

<対象> 認知症の人とその家族、他

<問い合わせ先>

- 泉大津市地域包括支援センター

（住所）泉大津市東雲町 9-54 （電話）0725-21-0294

- グループホーム

愛の家グループホームあびこ

（住所）泉大津市我孫子 150 （電話）0725-21-7150

愛の家グループホームいけうら

（住所）泉大津市池浦 4-7-18 （電話）0725-20-0660

- 市役所高齢介護課

（住所）泉大津市東雲町 9-12 （電話）0725-33-1131（代表）



面接や訪問による相談（和泉保健所）

<内容> 専門医相談 医療機関の紹介

<対象> 市民

<日時> 要予約

<場所> 大阪府和泉保健所

<問い合わせ先> 大阪府和泉保健所 地域保健課 精神保健福祉チーム

（住所）和泉市府中町 6-12-3

（電話）0725-41-1342

（FAX）0725-43-9136



泉大津市介護者（家族）の会

<内容> 介護者がより良い介護をするために、介護者同士が話し合い、励まし合い、介護に関する様々な情報交換を行う場です。年間を通して、会報である「介護者だより」の発行や介護講座、会員のつどい・リフレッシュのつどい等を開催し、会員交流を図っています。

<対象> 介護中の家族、または介護に関心のある方（介護されたことのある方も含みます）

<問い合わせ先> 泉大津市介護者（家族）の会事務局
泉大津市社会福祉協議会
（住所）泉大津市東雲町 9-15
（電話）0725-23-1393



認知症カフェ（花水木の会）

<内容> 認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」であり、認知症の人やその家族が安心して過ごせる「地域の居場所」です。

<対象> 認知症の人とその家族、認知症に関心のある方

<問い合わせ先>

愛の家グループホームあびこ
（住所）泉大津市我孫子 150
（電話）0725-21-7150

泉大津市地域包括支援センター
（住所）泉大津市東雲町 9-54
（電話）0725-21-0294

介護に関する困り事や愚痴など、一人で悩まずにみんなで共有しましょう。気分転換や情報収集もできます。



○ 医療保護入院（精神科病院）

医療保護入院とは

精神保健指定医（※1）が、本人の医療及び保護のために入院が必要と判断しているが、本人が入院に同意しない場合、家族等のうちいずれかの者の同意により入院となります。家族等とは、配偶者、親権者、扶養義務者、後見人または保佐人のことを言います。家族等がいない場合や、家族等の全員がその意思を表示することができない場合は、居住地を管轄する市町村長が医療保護入院の同意者となります。

医療保護入院で入院した場合も、病状の改善や本人の同意が得られる状況になった場合は、任意入院に切り替えられます。

※1 精神科医療の経験や資質等の一定の基準を満たした医師を「精神保健指定医」として定めています。任意でない入院や行動制限などの、人権に関わる医学的判断を行うことができるのは、精神保健指定医に限られています。

○ 措置入院（精神科病院）

措置入院とは

入院しなければ自傷他害の恐れがある場合の、都道府県知事の権限による入院です。措置入院には、精神保健指定医 2 名以上の診察により必要と認められることが必要です。ただし、急速を要する場合は、精神保健指定医 1 名の診察に基づいて、72 時間に限って緊急措置入院が行われる場合があります。措置入院で入院した場合も、病状の改善により医療保護入院や任意入院へ切り替えられる場合があります。

<問い合わせ先> 市役所障がい福祉課

（住所）泉大津市東雲町 9-12

（電話）0725-33-1131（代表）



軽費老人ホーム

<内容> 食事・入浴・相談及び援助などの日常生活上の基本的なサービスを受けながら、自立した生活を送る施設。利用者はホームと契約を結び、食事や介護の提供、その他日常生活上必要なサービスの提供を受けることができます。

<対象> 60歳以上（夫婦等で入所する場合はいずれかが60歳以上）で、身体機能の低下や高齢等のために独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方

<問い合わせ先>

軽費老人ホーム慈恵園 （住所）泉大津市千原町2-4-22

（電話）0725-21-3003

軽費老人ホームめぐみ荘 （住所）泉大津市寿町8-40

（電話）0725-22-5656

サービス付き高齢者住宅等

<内容> 居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を整えるとともに、安否確認や生活相談サービスといった生活支援サービスの提供が義務付けられている住宅。

<対象> ①60歳以上の者

②介護保険法に規定する要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の者

<問い合わせ先>

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

（URL） http://www.satsuki-jutaku.jp/search/list.php?pref_code=27

中等度

最近の大きな出来事や、状況判断が難しくなってきたり
簡単な生活動作も間違えるようになってくる

中等度者を対象とした主な保健・福祉・医療等のサービス

介護保険サービス（通所介護）

- ＜内容＞
- ①通所介護施設で、日常生活上の支援などの共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的な支援（運動機能・栄養状態・口腔機能の改善等）を受けることができます。
 - ②通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けることができます。

- ＜対象＞
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



介護保険サービス（通所リハビリ）

- ＜内容＞
- ①介護老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的な支援（運動機能・栄養状態・口腔機能の改善等）を受けることができます。
 - ②介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

- ＜対象＞
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



＜問い合わせ先＞

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各通所リハビリ事業所

介護保険サービス（通所介護）

- <内容> ①通所介護施設で、日常生活上の支援などの共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的な支援（運動機能・栄養状態・口腔機能の改善等）を受けることができます。
- ②通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けることができます。

- <対象> ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
②介護保険制度で要介護認定を受けている方



介護保険サービス（通所リハビリ）

- <内容> ①介護老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的な支援（運動機能・栄養状態・口腔機能の改善等）を受けることができます。
- ②介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

- <対象> ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
②介護保険制度で要介護認定を受けている方



<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各通所リハビリ事業所

介護保険サービス（通所介護）

＜内容＞ 「まだまだ仕事がしたい」、「人の役に立ちたい」などに応え、
職歴や特技・生活歴を尊重し、仕事や作業を提供する
通所介護・介護予防通所介護の事業所があります。

＜問い合わせ先＞ 泉大津市地域包括支援センター（ベルセンター）

（住所）泉大津市東雲町 9-54

（電話）0725-21-0294



担当のケアマネジャー（介護支援専門員）



配食サービス

○ 市役所

＜内容＞ 規則的な食事づくりが困難な世帯に対して、栄養バランスがとれた夕食をお届けし、同時に安否確認を行います。

＜対象＞ 規則的な食事づくりが困難な世帯で、次のいずれかに該当する人

①下記にあてはまるひとり暮らしの人

ア. おおむね 65 歳以上の高齢者

イ. 身体障がい者手帳 1 級または 2 級をお持ちの人

ウ. 療育手帳の区分 A をお持ちの人

エ. 精神障がい者保健福祉手帳 1 級をお持ちの人

②上記ア～エに該当する人のみで構成される世帯に属する人

＜利用料＞ 1 食につき 350 円（利用券 10 枚綴りを事前購入）

＜利用日＞ 月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、年末年始を除く）のうち希望する曜日の夕食をご自宅にお届けします。ただし、お届けと同時に安否確認を行っているため、配達時間の指定はできません。

＜問い合わせ先＞ 市役所高齢介護課

（住所）泉大津市東雲町 9-12

（電話）0725-33-1131（代表）

○ 民間事業所

＜問い合わせ先＞

各民間事業所

または、

泉大津市地域包括支援センター（ベルセンター）

（住所）泉大津市東雲町 9-54

（電話）0725-21-0294



徘徊SOSネットワーク

＜内容＞ 認知症高齢者等が徘徊により行方不明となった場合に、できるだけ早く発見・保護する仕組み。市役所、泉大津警察署、地域包括支援センター、関係機関などが一緒に取り組んでいます。

＜対象＞ 徘徊のおそれのある認知症高齢者等

＜情報発信＞

（平日 8:45～17:15）	泉大津市役所高齢介護課	電話 0725-33-1131
（夜間 17:15～8:45）	在宅介護支援センター覚寿園	電話 0725-33-1000
（休日・祝日など）	在宅介護支援センター覚寿園	電話 0725-33-1000

＜問い合わせ先＞

市役所高齢介護課 （住所）泉大津市東雲町 9-12
（電話）0725-33-1131（代表）



介護保険サービス（訪問介護）

＜内容＞ ①利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービス等が受けられない場合には、ご本人の状態や必要性に応じたホームヘルパーによる支援を受けることができます。

②本人宅において、ホームヘルパーによる入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を受けることができます。

＜対象＞ ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
②介護保険制度で要介護認定を受けている方



＜問い合わせ先＞

- 市役所高齢介護課 （電話）0725-33-1131（代表）
- 泉大津市地域包括支援センター （電話）0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各訪問介護事業所

日常生活自立支援事業（金銭管理）

＜内容＞ 判断能力に不安があるため、福祉サービスの利用の仕方がわからない、預貯金の出し入れなどに困っている人が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払い手続き、大切な書類の管理などをお手伝いします。

＜対象＞ 認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力に不安がある人

＜問い合わせ先＞ 泉大津市社会福祉協議会（在宅支援室）
（住所）泉大津市東雲町 9-54
（電話）0725-21-0294



シルバー人材センター（家事支援）

＜内容＞ 地域の人々が安心して暮らすことができるよう、シルバー人材センターの会員がお手伝いをします。
掃除・洗濯・買い物・食事の支度・通院等の付き添い・話し相手・草引き・植木剪定・襖や障子の張替等、日常の生活でお困りごとがあれば、ご相談ください。介護認定の有無・年齢に関わらずご利用いただけます。

※ご依頼内容に応じて利用料が異なります。詳しくはシルバー人材センターへお問い合わせください。

＜対象＞ 市内にお住まいの方で、日常の生活にお困りごとがある方、またそのお身内の方からのご相談も可能です。

＜問い合わせ先＞ シルバー人材センター
（住所）泉大津市東雲町 9-12
（電話）0725-23-1007



配食サービス

○ 市役所

<内容> 規則的な食事づくりが困難な世帯に対して、栄養バランスがとれた夕食をお届けし、同時に安否確認を行います。

<対象> 規則的な食事づくりが困難な世帯で、次のいずれかに該当する人

①下記にあてはまるひとり暮らしの人

ア. おおむね 65 歳以上の高齢者

イ. 身体障がい者手帳 1 級または 2 級をお持ちの人

ウ. 療育手帳の区分 A をお持ちの人

エ. 精神障がい者保健福祉手帳 1 級をお持ちの人

②上記ア～エに該当する人のみで構成される世帯に属する人

<利用料> 1 食につき 350 円（利用券 10 枚綴りを事前購入）

<利用日> 月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、年末年始を除く）のうち希望する曜日の夕食をご自宅にお届けします。ただし、お届けと同時に安否確認を行っているため、配達時間の指定はできません。

<問い合わせ先> 市役所高齢介護課

（住所）泉大津市東雲町 9-12

（電話）0725-33-1131（代表）

○ 民間事業所

<問い合わせ先>

各民間事業所

または、

泉大津市地域包括支援センター（バルセンター）

（住所）泉大津市東雲町 9-54

（電話）0725-21-0294



介護保険サービス（訪問介護）

- <内容>
- ①利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービス等が受けられない場合には、ご本人の状態や必要性に応じたホームヘルパーによる支援を受けることができます。
 - ②本人宅において、ホームヘルパーによる入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を受けることができます。

- <対象>
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294

認知症初期集中支援チーム

＜内容＞ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

医療・介護専門職からなる「支援チーム」が訪問して、お体や生活の様子をお聞きし、包括的、集中的な支援を通して自立生活をサポートします。

＜対象＞ 40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で、以下の1、2のいずれかの基準に該当する方。

1. 医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方で以下のいずれかに該当する方
 - (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない方
 - (2) 継続的な医療サービスを受けていない方
 - (3) 適切な介護保険サービスに結びついていない方
 - (4) 診断されたが介護サービスが中断している方
2. 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

＜問い合わせ先＞ 泉大津市地域包括支援センター（ベルセンター）

（住所）泉大津市東雲町 9-54

（電話）0725-21-0294



専門医療（認知症疾患医療センター）

<内容> 認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医療情報の提供等の介護サービスとの連携を行っています。

<問い合わせ先>

医療法人河崎会 水間病院
(住所) 貝塚市水間51
(電話) 072-446-8102



訪問看護（医療保険・介護保険）

<内容> 病状の観察、服薬管理、清潔を保つケア、床ずれや傷の処置、生活リズムの調整等、療養生活上の必要な看護援助を行います。また安全で安楽な介護方法の助言等、家族に対するケアも行います。

<対象> 医師の指示にもとづき、看護ケアが必要な本人とその家族

<問い合わせ先> 担当のケアマネジャー（介護支援専門員）



介護保険（薬剤師訪問、薬剤管理）

<内容> 介護認定（要支援・要介護）を受けている方に対して、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、お薬に関する助言等の必要性があると判断した場合、ケアプラン（介護支援計画書）に位置付けることで、薬剤師の訪問を受けることができます。

<対象> 介護認定（要支援・要介護）を受けている方で薬剤師による助言、服薬管理が必要な方

<問い合わせ先> 担当のケアマネジャー（介護支援専門員）



面接や訪問による相談（和泉保健所）

- ＜内容＞ 専門医相談 医療機関の紹介
- ＜対象＞ 市民
- ＜日時＞ 要予約
- ＜場所＞ 大阪府和泉保健所



- ＜問い合わせ先＞ 大阪府和泉保健所 地域保健課 精神保健福祉チーム
(住所) 和泉市府中町 6-12-3
(電話) 0725-41-1342
(FAX) 0725-43-9136

泉大津市介護者（家族）の会

- ＜内容＞ 介護者がより良い介護をするために、介護者同士が話し合い、励まし合い、介護に関する様々な情報交換を行う場です。年間を通して、会報である「介護者だより」の発行や介護講座、会員のつどい・リフレッシュのつどい等を開催し、会員交流を図っています。
- ＜対象＞ 介護中の家族、または介護に関心のある方（介護されたことのある方も含みます）

- ＜問い合わせ先＞ 泉大津市介護者（家族）の会事務局
泉大津市社会福祉協議会
(住所) 泉大津市東雲町 9-15
(電話) 0725-23-1393



認知症カフェ（花水木の会）

<内容> 認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」であり、認知症の人やその家族が安心して過ごせる「地域の居場所」です。

<対象> 認知症の人とその家族、認知症に関心のある方

<問い合わせ先>

愛の家グループホームあびこ
（住所）泉大津市我孫子 150
（電話）0725-21-7150

泉大津市地域包括支援センター
（住所）泉大津市東雲町 9-54
（電話）0725-21-0294

介護に関する困り事や愚痴など、一人で悩まずにみんなで共有しましょう。気分転換や情報収集もできます。



○ 医療保護入院（精神科病院）

医療保護入院とは

精神保健指定医（※1）が、本人の医療及び保護のために入院が必要と判断しているが、本人が入院に同意しない場合、家族等のうちいずれかの者の同意により入院となります。家族等とは、配偶者、親権者、扶養義務者、後見人または保佐人のことを言います。家族等がいない場合や、家族等の全員がその意思を表示することができない場合は、居住地を管轄する市町村長が医療保護入院の同意者となります。

医療保護入院で入院した場合も、病状の改善や本人の同意が得られる状況になった場合は、任意入院に切り替えられます。

※1 精神科医療の経験や資質等の一定の基準を満たした医師を「精神保健指定医」として定めています。任意でない入院や行動制限などの、人権に関わる医学的判断を行うことができるのは、精神保健指定医に限られています。

○ 措置入院（精神科病院）

措置入院とは

入院しなければ自傷他害の恐れがある場合の、都道府県知事の権限による入院です。措置入院には、精神保健指定医 2 名以上の診察により必要と認められることが必要です。ただし、急速を要する場合は、精神保健指定医 1 名の診察に基づいて、72 時間に限って緊急措置入院が行われる場合があります。措置入院で入院した場合も、病状の改善により医療保護入院や任意入院へ切り替えられる場合があります。

<問い合わせ先> 市役所障がい福祉課

（住所）泉大津市東雲町 9-12

（電話）0725-33-1131（代表）

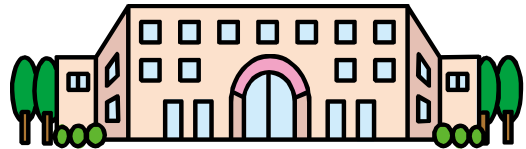
有料老人ホーム

<内容> 高齢者に対し、食事や介護の提供、その他日常生活上必要なサービスを提供する施設。

<対象> 各施設に要確認

<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各施設



サービス付き高齢者住宅等

<内容> 居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を整えるとともに、安否確認や生活相談サービスといった生活支援サービスの提供が義務付けられている住宅。

<対象> ①60歳以上の者
②介護保険法に規定する要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の者

<問い合わせ先>

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

(URL) http://www.satsuki-jutaku.jp/search/list.php?pref_code=27

グループホーム

<内容> 認知症の方が少人数で共同生活を営む住宅において、入浴・排せつ・食事等の介護その他に日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

<対象> 認知症の診断のある方、要支援2、要介護1～5

<問い合わせ先>

愛の家グループホームあびこ
(住所) 泉大津市我孫子 150
(電話) 0725-21-7150

愛の家グループホームいけうら
(住所) 泉大津市池浦 4-7-18
(電話) 0725-20-0660



特別養護老人ホーム、老人保健施設、ショートステイ

<内容> 日常生活に介護が必要で在宅生活が困難な方が、介護・看護等を受けながら生活する施設（ショートステイは短期間の利用）。

<対象> 特別養護老人ホームは原則、要介護3以上の方
老人保健施設は要介護1～5の方
(ショートステイは必要に応じて要相談)



<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各介護保険施設

高度（重度）

昔の印象深い出来事を忘れたり、家事や日課などの
簡単な生活動作にも手助けが必要になってくる

高度（重度）者を対象とした主な保健・福祉・医療等のサービス

介護保険サービス（通所介護）

- <内容>
- ①通所介護施設で、日常生活上の支援などの共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的な支援（運動機能・栄養状態・口腔機能の改善等）を受けることができます。
 - ②通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けることができます。

- <対象>
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



介護保険サービス（通所リハビリ）

- <内容>
- ①介護老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的な支援（運動機能・栄養状態・口腔機能の改善等）を受けることができます。
 - ②介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

- <対象>
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 （電話）0725-33-1131（代表）
- 泉大津市地域包括支援センター （電話）0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各通所リハビリ事業所

介護保険サービス（通所介護）

- <内容>
- ①通所介護施設で、日常生活上の支援などの共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的な支援（運動機能・栄養状態・口腔機能の改善等）を受けることができます。
 - ②通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けることができます。

- <対象>
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



介護保険サービス（通所リハビリ）

- <内容>
- ①介護老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的な支援（運動機能・栄養状態・口腔機能の改善等）を受けることができます。
 - ②介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

- <対象>
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各通所リハビリ事業所

介護保険サービス（通所介護）

<内容> 「人の役に立ちたい」などに応え、職歴や特技・生活歴を尊重し、作業や居場所を提供する通所介護・介護予防通所介護の事業所があります。

<問い合わせ先> 泉大津市地域包括支援センター（ヘルセンター）

（住所）泉大津市東雲町 9-54

（電話）0725-21-0294



担当のケアマネジャー（介護支援専門員）



介護保険サービス（訪問介護）

- <内容>
- ①利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の
支えあい・支援サービス等が受けられない場合には、ご本人の状
態や必要性に応じたホームヘルパーによる支援を受けることが
できます。
 - ②本人宅において、ホームヘルパーによる入浴、排泄、食事等の
身体介護や調理、洗濯などの生活援助を受けることができます。

- <対象>
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各訪問介護事業所

日常生活自立支援事業（金銭管理）

＜内容＞ 判断能力に不安があるため、福祉サービスの利用の仕方がわからない、預貯金の出し入れなどに困っている人が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払い手続き、大切な書類の管理などをお手伝いします。

＜対象＞ 認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力に不安がある人

＜問い合わせ先＞ 泉大津市社会福祉協議会（在宅支援室）
（住所）泉大津市東雲町 9-54
（電話）0725-21-0294



介護保険サービス（訪問介護）

- <内容>
- ①利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービス等が受けられない場合には、ご本人の状態や必要性に応じたホームヘルパーによる支援を受けることができます。
 - ②本人宅において、ホームヘルパーによる入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を受けることができます。

- <対象>
- ①介護保険制度で要支援認定を受けている方
 - ②介護保険制度で要介護認定を受けている方



<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各訪問介護事業所

専門医療（認知症疾患医療センター）

＜内容＞ 認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医療情報の提供等の介護サービスとの連携を行っています。

＜問い合わせ先＞

医療法人河崎会 水間病院
（住所）貝塚市水間5 1
（電話）072-446-8102



訪問看護（医療保険・介護保険）

＜内容＞ 病状の観察、服薬管理、清潔を保つケア、床ずれや傷の処置、生活リズムの調整等、療養生活上の必要な看護援助を行います。また安全で安楽な介護方法の助言等、家族に対するケアも行います。

＜対象＞ 医師の指示にもとづき、看護ケアが必要な本人とその家族

＜問い合わせ先＞ 担当のケアマネジャー（介護支援専門員）



レスパイトケア

＜内容＞ 在宅で介護を要する状態の方が、介護保険の通所型サービスやショートステイ等を利用することで、介護をしている家族等が一時的に介護から離れ、休息を取れるようにする支援。

＜問い合わせ先＞



泉大津市地域包括支援センター（ベルセンター）

（住所）泉大津市東雲町 9-54

（電話）0725-21-0294

担当のケアマネジャー（介護支援専門員）

面接や訪問による相談（和泉保健所）

＜内容＞ 専門医相談 医療機関の紹介

＜対象＞ 市民

＜日時＞ 要予約

＜場所＞ 大阪府和泉保健所



＜問い合わせ先＞

大阪府和泉保健所 地域保健課 精神保健福祉チーム

（住所）和泉市府中町 6-12-3

（電話）0725-41-1342

（FAX）0725-43-9136

泉大津市介護者（家族）の会

<内容> 介護者がより良い介護をするために、介護者同士が話し合い、励まし合い、介護に関する様々な情報交換を行う場です。年間を通して、会報である「介護者だより」の発行や介護講座、会員のつどい・リフレッシュのつどい等を開催し、会員交流を図っています。

<対象> 介護中の家族、または介護に関心のある方（介護されたことのある方も含みます）

<問い合わせ先> 泉大津市介護者（家族）の会事務局
泉大津市社会福祉協議会
（住所）泉大津市東雲町 9-15
（電話）0725-23-1393



認知症カフェ（花水木の会）

<内容> 認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」であり、認知症の人やその家族が安心して過ごせる「地域の居場所」です。

<対象> 認知症の人とその家族、認知症に関心のある方

<問い合わせ先>

愛の家グループホームあびこ
（住所）泉大津市我孫子 150
（電話）0725-21-7150

泉大津市地域包括支援センター
（住所）泉大津市東雲町 9-54
（電話）0725-21-0294

介護に関する困り事や愚痴など、一人で悩まずにみんなで共有しましょう。気分転換や情報収集もできます。



○ 医療保護入院（精神科病院）

医療保護入院とは

精神保健指定医（※1）が、本人の医療及び保護のために入院が必要と判断しているが、本人が入院に同意しない場合、家族等のうちいずれかの者の同意により入院となります。家族等とは、配偶者、親権者、扶養義務者、後見人または保佐人のことを言います。家族等がいない場合や、家族等の全員がその意思を表示することができない場合は、居住地を管轄する市町村長が医療保護入院の同意者となります。

医療保護入院で入院した場合も、病状の改善や本人の同意が得られる状況になった場合は、任意入院に切り替えられます。

※1 精神科医療の経験や資質等の一定の基準を満たした医師を「精神保健指定医」として定めています。任意でない入院や行動制限などの、人権に関わる医学的判断を行うことができるのは、精神保健指定医に限られています。

○ 措置入院（精神科病院）

措置入院とは

入院しなければ自傷他害の恐れがある場合の、都道府県知事の権限による入院です。措置入院には、精神保健指定医 2 名以上の診察により必要と認められることが必要です。ただし、急速を要する場合は、精神保健指定医 1 名の診察に基づいて、72 時間に限って緊急措置入院が行われる場合があります。措置入院で入院した場合も、病状の改善により医療保護入院や任意入院へ切り替えられる場合があります。

<問い合わせ先> 市役所障がい福祉課

（住所）泉大津市東雲町 9-12

（電話）0725-33-1131（代表）

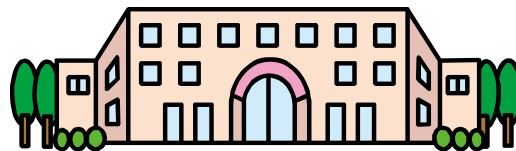
有料老人ホーム

<内容> 高齢者に対し、食事や介護の提供、その他日常生活上必要なサービスを提供する施設。

<対象> 各施設に要確認

<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各施設



サービス付き高齢者住宅等

<内容> 居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を整えるとともに、安否確認や生活相談サービスといった生活支援サービスの提供が義務付けられている住宅。

<対象> ①60歳以上の者
②介護保険法に規定する要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の者

<問い合わせ先>

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

(URL) http://www.satsuki-jutaku.jp/search/list.php?pref_code=27

グループホーム

<内容> 認知症の方が少人数で共同生活を営む住宅において、入浴・排せつ・食事等の介護その他に日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

<対象> 認知症の診断がある方、要支援 2、要介護 1～5

<問い合わせ先>

愛の家グループホームあびこ
(住所) 泉大津市我孫子 150
(電話) 0725-21-7150

愛の家グループホームいけうら
(住所) 泉大津市池浦 4-7-18
(電話) 0725-20-0660



特別養護老人ホーム、老人保健施設、ショートステイ

<内容> 日常生活に介護が必要で在宅生活が困難な方が、介護・看護等を受けながら生活する施設（ショートステイは短期間の利用）。

<対象> 特別養護老人ホームは原則、要介護3以上の方
老人保健施設は要介護1～5の方
(ショートステイは必要に応じて要相談)



<問い合わせ先>

- 市役所高齢介護課 (電話) 0725-33-1131 (代表)
- 泉大津市地域包括支援センター (電話) 0725-21-0294
- 各居宅介護支援事業所、各介護保険施設

発行 一般社団法人泉大津市医師会
〒595-0013 泉大津市宮町2番25号
TEL 0725-32-2536
<http://www.izumiotsu.osaka.med.or.jp/>

泉大津市地域包括支援センター
〒595-0026 泉大津市東雲町9番54号
TEL 0725-21-0294
<http://www.syakyou.or.jp/>

作成 泉大津市 ・ 泉大津市認知症地域支援推進員

協力 包括ケア会議構成員

発行日 平成28年3月

改訂日 平成30年4月

※本認知症ケアパスは、平成27年度認知症早期医療支援モデル事業（大阪府医師会）の助成を受けて作成したものです。

※本認知症ケアパスは、泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直しを行うものです。

※平成30年1月時点の情報です。変更する場合があります。
最新の情報につきましては、各機関にお問合せください。